

国土交通省 説明資料

(審査メモで示された論点に対する回答)

1 今回申請された変更について

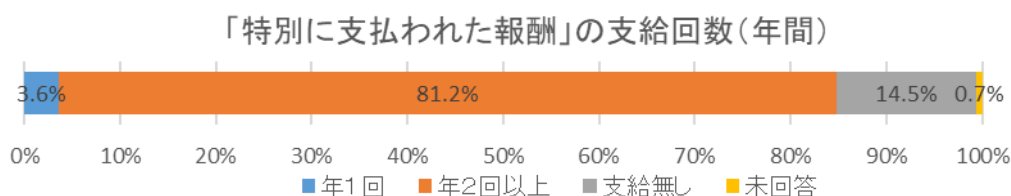
(論点「(1) 調査事項、集計事項等の変更」への回答)

a 「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」が回答可能かについて、誰にどのような確認を行ったか。

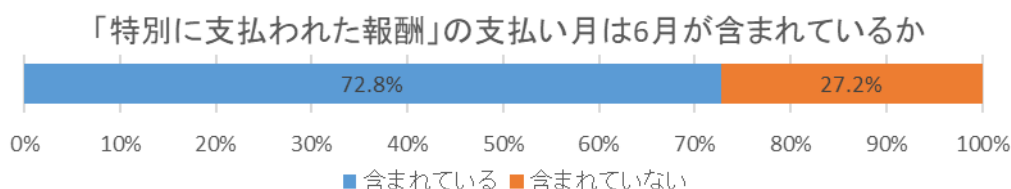
<回答>

回答が可能かについてはヒアリングを通じ確認し、困難であるとの回答はありませんでした。加えて、計画変更の適正性に関して、第3号調査の調査対象事業者(約200者)に対して、令和4年10月~12月にかけて、Webフォームによるアンケートを実施し確認しました。アンケートにおいては、「特別に支払われた報酬」の支給回数や、当該支給に6月が含まれているかを確認しました。アンケート結果は以下の通りです。

図表1 アンケート回答①



図表2 アンケート回答②



b 「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」を報告するに当たり、報告者にどのような負担が発生するか。過度な負担とはならないか。

<回答>

第1号調査について同様の変更を行いました。調査困難という状況ではないこと、また、数社ヒアリングを行ったところ、単月のみの帳票確認のみで作成できる現行調査項目に比して、1年分のデータ集計を行うことに係る時間・労力としての負担はあるものの、データ化されているため、調査実施者としては、過度な負担とはならないと考えます。

c 「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」について、これまでどのように利活用されてきたか。「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更することで、結果の利活用にどのような影響があるのか。

<回答>

元々、国民経済計算の推計に用いられているデータであるため、今回の変更で当該SNA推計の精度向上に寄与すると考えます。また、ヒアリングの結果、報告者側でも、「自社の陸上労働者と報酬額を比較できる（船員は一定期間船内居住をすることから、陸上労働者に比べて不当な雇用条件となることを防ぐため）」や「賞与や各種手当（その他手当、乗船手当等）を算定する際の参考値、同業他社との比較検討資料として活用できる。」といった意見がありました。

国民経済計算の作成方法（内閣府令和7年4月）（抄）

（ix）所得支出勘定の推計

2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

（c）その他の産業

『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）等から一人当たり現金給与額及び船員数を求め、それに乗じる方法で推計する。

d 令和3年調査から、指定船舶調査（第1号調査）において同じ変更を行っているが、調査結果の接続性等について影響はあったか。影響があった場合、どのような対策を講じているか。また、指定船舶調査（第1号調査）における当該変更の状況を踏まえ、今回の変更について、調査結果の接続性等に対する影響について、どのように想定して、どのような対策を検討しているか。

また、指定船舶調査（第1号調査）の当該変更について、調査結果の利用者に対してどのように周知を行ったのか。今回の変更に当たっては、どのような周知を行うのか。

<回答>

第1号調査では、令和2年度調査まで、6月単月に支払われた報酬について調査を実施していましたが、標本調査であったため、6月に支払いがない報告者が対象となること等により、時系列比較を行っても連続性は乏しく、利活用への影響もありませんでした。

対して第3号調査については、悉皆調査であるため一定の連続性はあるとは考えますが、第1号調査と同様、6月に支給がない報告者分も含めた統計数値であることから、結果の接続性に係る影響はないと考えています。また、統計利活用者からは、「第3号調査については引船及びはしけのデータのみ活用しているが、賞与等の特別給与は、一般的に年内変

動が想定されるため、今回の見直しにより調査内容が過去１年間の支給実績に変更となることで、従来の６月単月のデータから推計するよりも、推計精度は向上するものと考えられる」との意見も頂いていることから、変更を行うものです。

利用者への周知について、前回変更時期には図表３のとおり周知したところ、今次計画変更においても同様の周知を行う予定です。

図表３ 船員労働統計（No.216）内周知ページ

調査項目及び集計事項の変更について 本報告書における一般船舶調査（第１号調査）については、令和３年６月に実施した調査より、「公的統計の整備に関する基本的な計画」等での指摘を踏まえ、調査項目の見直しを実施し、それに伴い令和３年６月分（船員労働統計 No.216）の公表より集計事項も変更した。 このため、変更前の統計数値とは時系列上の連続性が担保されないため、利用にあたっては留意されたい。 【変更箇所】 ・調査項目 （変更前）<u>「６月（１ヶ月分）の」</u>特別に支払われた報酬 （変更後）<u>「昨年１年間（１月～１２月）の」</u>特別に支払われた報酬 ・集計項目 （変更前）特別に支払われた報酬 （変更後）年間賞与その他特別に支払われた報酬 ※特別に支払われた報酬 とは 定期払いを要する報酬、時間外手当、休日給、夜間割増及び航海日当以外のものであって、予期しない事由に基づき支払われる災害の一時金等、支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定な結婚手当、退職手当等、また算定の基礎となる期間が１か月を超える賞与・期末手当等をいう。
--

e 今回変更する調査項目について、業務報告や業界団体で類似の情報はないか。

<回答>

改めて確認しましたが、業務報告や業界団体で類似の情報はありません。

(論点「(2) 調査系統・方法の変更」ア 指定船舶調査(第1号調査)及び特殊船調査(第3号調査)の調査系統・方法の変更への回答)

a 民間委託に向けてどのようなスケジュールを想定しているか。

<回答>

令和9年6月の調査からの民間委託に向けて、委託用業務マニュアルを1月から2月にかけて整備を行い、4月に契約後速やかに、調査の趣旨や特性、記入要領等に関する調査実査に必要な研修を実施するなど、委託事業者における業務が円滑に進むよう進めて参ります。

b 本調査においては、母集団調査における回収率を基に調査票配布数を計算しているが、目標回収率はどのように設定しているか。今回の調査系統・方法の変更は、回収率に影響しないのか。

<回答>

目標回収率は、母集団調査における用途別総トン数階層別に算出した数値を用いています。また、民間委託による回収率低下への懸念に対しては、調査票配布・回収時点では国土交通省名で実施するため影響はないと考えており、また、督促や疑義照会といった報告者との接点に係る業務は国土交通省自ら実施する等、影響が生じないように努めて参ります。

c 変更後の調査方法について、国土交通省本省及び委託を受ける民間会社はこれまで当調査の実務を経験していないものと理解するが、今回の変更において、それぞれの役割や事務の分担内容はどのような理由で適切と考えるか。これにより、これまでどおりの円滑な調査実施を確保することは可能か。また、どのような業務について、どのような能力のある民間事業者へ委託することを想定しているか。新たに民間委託する業者が円滑に業務を実施するために講じようとしている措置はあるか。

<回答>

これまで職員が行っていたマニュアルに基づいた内容検査とデータ入力業務といった定型作業を民間事業者へ委託し、船員の特殊性を踏まえた内容審査や疑義照会に職員が専念することで業務の効率化を図ることができると考えています。なお、委託を予定している業務は、あらかじめ定められた基準やマニュアルに基づき実施する定型的な業務が中心であり、高度な専門的判断を要するものではありません。また、政府統計調査の実査や関連業務の受注実績を有する事業者が複数存在していることから、応札可能な事業者は一定数見込まれるものと考えています。そのため、政府機関の統計調査の実査の受注実績のある民間事業者を一般競争入札の応札者要件とする予定です。新たに民間委託する事業者が円滑に業務を実施できるよう、前述 a の回答のとおり委託用業務マニュアルの整備や契約

後の研修に加え、履行期間中に週次定例報告会を実施し、進捗状況や課題等の共有を行うこととしています。また、委託事業者との間でスケジュール及び作業内容の調整を適宜行い、密接な連携体制を確保することで、円滑な業務運営を図ることとしています。

d 運輸支局・海事事務所において実施している回収・督促、審査・疑義照会を国土交通省本省において実施する計画であるが、国土交通省本省における体制は、現状、どのようになっているか。本省実施部分の業務が増えるが、体制整備についてどのように考えているか。

<回答>

本調査の実施時期は年に2度（第1号調査・第3号調査が6月実施、第2号調査が12月実施）であるため、内容審査、疑義照会、督促等といった調査実施時期について室内の体制整備を行うなどの措置を講じます。

e 報告者に対しての周知等は予定しているか。

<回答>

調査票と併せて送付する連絡文書や国土交通省ホームページにも掲載し、周知を図りたいと考えています。

f 調査系統・方法の変更による公表時期への影響をどのように見込んでいるのか。

<回答>

調査票の配布時期に変更はなく、また、今後は本省直轄化により、記入済み調査票が随時回収されることから、早期の内容審査が可能になり、回収～疑義照会や督促などの早期化も見込まれると考えます。そのため、公表時期への影響はないと考えています。

（論点「(2) 調査系統・方法の変更」イ 漁船調査（第2号調査）の調査系統の変更への回答）

a 漁船調査（第2号調査）において、今回の変更を行った理由は何か。

<回答>

地方運輸局の負担軽減の観点から調査系統の変更を検討していく過程で、第2号調査については報告者が漁業協同組合や漁業船主組合の場合、かつ一部ではありますが、漁業協同組合の協力を得て調査票配布等を行っているケースが確認されたため、実態に即した内容とするため、当該内容を追記するものです。

b 漁業協同組合や漁業船主組合を経由した方が効率的である場合とはどのような場合か。

<回答>

調査対象者が漁業協同組合や漁業船主組合の組合員の場合は、当該組合との連絡系統が確保されており、經由することで調査票の配布・回収を効率的に行うことができます。また、漁業協同組合は本調査に協力的な地域が多く、第2号調査においても高い回収率が確保されていることから、円滑な調査実施につながるものと考えています。

c 漁業協同組合や漁業船主組合を経由する場合、当該団体に実施してもらうことを想定している業務はどのようなものか。

<回答>

漁業協同組合や漁業船主組合を経由する場合には、現在、地方運輸局等が実施している業務と同様に、組合傘下の調査対象者に対する調査票の配布・回収を行ってもらうことを想定しております。

d 漁業協同組合や漁業船主組合を経由するとした場合、どのような根拠をもって当該団体は業務を行うのか。また、当該業務の中に記入済調査票等の管理が含まれる場合、調査票情報の適切な管理はどのように行うのか。

<回答>

国土交通本省から漁業協同組合や漁業船主組合へ実務協力依頼文書を発出いたします。また、これまでも地方運輸局から依頼してきておりますが、当該文書において、調査票情報の管理の徹底についての注意喚起を行うとともに、調査対象者毎の封筒を用意し、適正に管理されるようにいたします。

e 運輸支局・海事事務所で実施している漁船調査（第2号調査）に係る業務を民間事業者へ委託しない理由は何か。

<回答>

地方運輸局等の業務負担軽減を目的として調査系統の変更を行いますが、負担が本省に過度に集中しないよう、負担が少ない第2号調査については変更しないこととしました。また、第1号調査と第3号調査は調査実施時期が同じであり、民間委託もスムーズに実施できると推測されるため、民間委託の範囲も第1号調査及び第3号調査のみとしたところです。

(論点「(4) 調査票配布数決定方法の変更」への回答)

- a 今回の変更理由として、「統計数値の信頼性確保に係る考え方を変更したため」とされているが、統計数値の信頼性確保の方法について、今回の変更以外の方法はないのか。

<回答>

今回の変更内容は、令和元年度に実施した母集団調査の結果から算出した配布数と、令和6年度に実施した母集団調査の結果から算出した配布数を比較し、直近の達成精度(配布数は令和元年度基準)で、目標精度に至っていない場合は、配布数の大きい方を採用し、配布数ベースながら、品質を維持したいと考えるものです(以下図表4参照)。検討にあたっては、過去の調査結果の精度や母集団調査の結果も踏まえて進めましたが、現行の調査方法を継続する現時点においては、今回採用する方法で品質が維持されるか確認したいと考えています。

図表4 配布数採用のイメージ

トン数階級	達成精度			配布数基準年		採用 配布数
	R5年度	R6年度	R7年度	R元年度	R6年度	
20-199	8.4%	12.6%	9.6%	33隻	24隻	33隻
700-1,599	5.8%	14.2%	4.5%	13隻	11隻	11隻

※目標精度はトン数階級区分別に5%。用途名便宜的に省略。

- b 過去の調査において目標精度を達成できていない場合と同じ配布数で調査をした場合、再度目標精度を達成しないおそれはないか。
- c 今回選択しようとしている方法は、統計調査を実施するに当たって、一般的な方法か。

<回答>

そのおそれがあるという点が、今次変更の背景です。今回の変更のような同様の措置を講じている例は把握できませんでしたが、統計数値の連続性や調査の継続的な実施の観点から、現時点においては、採用したい手法と考えております。ただし、次回調査実施後、改めて評価・見直しを行うことに致します。

- 2 統計委員会諮問第146号の答申(令和3年3月12日付け統計委第3号)における「今後の課題」及び公的統計の基本的な整備に関する計画(令和5年3月28日閣議決定)への対応状況について

(「(3) 指定船舶調査(第1号調査)における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討」への回答)

a 令和6年度に母集団調査として実施した「船員労働統計母集団等調査」はどのような目的で何を把握し、どのような調査結果をとりまとめたのか。どのような課題が明らかになったか。

<回答>

船員労働統計調査に係る課題への対応に係る基礎資料を得ること及び基幹統計調査（第1号調査）の標本設計の見直しに必要となる情報を得ることを目的として実施しました。調査結果としては、「用途別、総トン数階級別隻数、乗組員数及び平均稼働日数」や「用途別、部門（船長、職員及び部員）別平均年齢、平均経験年数、平均勤続年数、1人1か月あたり平均報酬額等」といった数値をとりまとめ、公表しました。調査としての課題は特段ありませんが、課題への対応に係る資料として後述の論点において説明いたします。

b 次に行う予定のしっ皆調査（一般統計調査）はどのような調査を行うことを想定しているのか。当調査においては、昨年一年間の報酬を把握し、6月の報酬等の状況は把握しないとのことだが、6月の報酬等の状況を把握しない理由は何か。標本設計に必要な情報とされていたが、支障はないのか。

<回答>

次回実施予定の悉皆調査（一般統計調査）については、これまで5年周期で実施していた母集団調査を年収調査として位置付け、船員労働統計調査を補完する調査として実施することを予定しています。6月の報酬等の状況を把握しない理由としては、単月の報酬額よりも年間の報酬実態に関する統計ニーズが高いことに加え、年収調査と単月（6月）の悉皆調査を併せて実施した場合、調査実施に係るリソースや報告者負担の増加が見込まれることから、年収調査を実施することとしました。

6月の報酬を把握しないことの影響ですが、これまで母集団調査では、標本設計に必要な「1隻当たりの船員数」や「平均報酬額の標準偏差」、「1隻当たりの平均乗組員総数」を把握していました。年収調査へ移行することにより、6月の報酬額に関する「平均報酬額の標準偏差」を把握することはできなくなりますが、行政記録情報である船員法第111条に基づく事業状況報告や、毎年実施している船員労働統計調査、また、年収調査の結果等を活用することにより、標本設計に必要な情報を代替的に把握することは可能であると考えています。なお、標本設計に当たり、毎年実施する船員労働統計調査と年収調査のいずれのデータを活用することがより適切であるかについては、今後検証しながら比較・検討していく予定です。

図表5 実施予定の悉皆調査の調査計画案

調査の目的	本調査は、船員の労働に関する統計数値を体系的に整理するため、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査である船員労働統計調査を補完し船員労働統計調査では得られない統計を作成することを目的とする。
調査対象の範囲	全国、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上で、漁船、引船、はしけ及び官公署船以外の船舶（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者を調査の対象とする。
報告を求める者	約3,200隻
選定の方法	全数、船員法第111条に規定する業務報告から母集団名簿を作成。
報告を求める事項	年齢、性別、経験年数、勤続年数、乗船月数、下船月数、昨年一年間の定期払いを要する報酬（給料、家族手当、その他の手当）等
報告を求めるために用いる方法	国土交通省－民間事業者－報告者
報告を求める期間	令和10年6月1日～8月末日

図表6 実施予定の悉皆調査の調査票イメージ



国土交通省

船員労働統計調査（特別調査）調査票



政府統計

氏名又は名称						☐ 内航 ☐ 外航		用 途 1 旅客船 5 油送船 2 貨物船 6 自動車航送船 3 RORO船 7 液化ガス・タンカー 4 専用船 8 ケミカル・タンカー	
住 所									
船 名									
総 ト ン 数									

区 分	年 齢 (才)	性 別 1男 2女	外国人	経験年数 (年)	勤続年数 (年)	昨年一年間の乗船について		昨年一年間（1月～12月）の報酬について					備 考		
						乗船していた 月数 (月)	下船していた 月数 (月)	定期払いを要する報酬			割増手当・夜間割増	航海日当		その他の手当	
								給料 (円)	家族手当 (円)	その他の手当 (円)	(円)	(円)	(円)		
船 長	一 等														
	二 等														
	三 等 1														
	三 等 2														
	機 関 長														
	一 等														
	二 等														
	三 等 1														
	三 等 2														
	通 信 長														
	二 等														
	三 等														
	一 号														
	二 号														
	三 号														
四 号															
五 号															
事 務 長															
事 務 員															
底 師															
()															
()															
()															
()															
()															
()															
()															
()															

(注)外国人船員の場合は、外国人欄に「○」を記入してください。

c 年収調査の基幹統計調査化はどのような内容になるのか。現在、年次で実施している本調査と合わせて、全体像をどのように想定しているか。また、基幹統計調査化のスケジュールはどのように予定しているか。

<回答>

まずは、制度設計や調査事項の見直しの課題有無を精査するため、一般統計調査として実施することを考えていますが、将来的には基幹統計調査として位置付けることも視野に入れ、調査の実施後、その評価を実施致します。体系については別途検討いたしますが、船員労働統計調査の一部（例えば第4号様式）とする方法が考えられます。

なお、基幹統計調査化の有無に関わらず、年収調査開始後の指定船舶に係る調査に係る全体像としては、①月間労働時間・給与を恒常的に把握することを目的とした標本での統計調査と、②年収の他、各種分析に有用となる指標を把握することを目的とした悉皆での統計調査という役割分担を想定しています。スケジュールについては、財政当局との調整にもよりますが、最短となる令和10年度の実施を目指して計画を進めます。

d 年収調査において、陸上労働者の統計との比較を可能にするため、「昨年1年間の定期払い報酬」と「勤続年数」について把握するとのことであるが、このような比較において、海上労働の特殊性はどのように整理されるのか。何が比較できて、何が比較できないと考えるのか。

<回答>

船員については、乗船・下船を繰り返す勤務形態や、航海中は労働と生活の場が一体となっていることなど、陸上労働者とは異なる海上労働の特殊性があります。そのため、賃金水準や勤続状況を解釈する際には、こうした勤務実態を踏まえる必要があると考えています。年収調査では、「昨年1年間の定期払い報酬」及び「勤続年数」に加え、「昨年1年間の乗船月数」及び「下船月数」についても把握することとしているため、単純な年収比較にとどまらず、船員の勤務実態を踏まえた分析が可能になると考えています。また、海上労働の特殊性は年収や勤続年数のみで十分に評価できるものではなく、労働時間や休日日数等も含めて把握する必要があります。これらについては、毎年実施している船員労働統計調査において把握していることから、年収調査の結果と併せて活用することで、船員の労働実態をより多面的に分析することが可能であると考えています。

e 「昨年 1 年間の定期払い報酬」と「勤続年数」について調査した結果、どのような利活用が見込まれるか。

<回答>

年間所得の増減から船員の働き方改革の効果を検証する指標とすることも可能になり、勤続年数経過による年間所得のビジョンを提供することで船員のキャリアプランも描きやすくなるものと思われます。また、(3) d の論点に対して回答しておりますとおり、「昨年 1 年間の定期払い報酬」及び「勤続年数」を把握することにより、船員と陸上労働者との間で年間報酬水準や勤続状況に関する比較が可能になると考えています。

(「(4) 指定船舶調査(第 1 号調査)における予備船員の調査対象への追加の検討」への回答)

a 外国籍船舶に乗り組む日本人船員の報酬額と外航日本籍船舶に乗り組む日本人船員の報酬額を比較するに当たり、船員の報酬は職種、経験年数によって報酬額の差が大きいにも関わらず、それらを考慮せずにひとまとめにして比較していると思われるが、どのような考え方に基づいてこのような方法を採用したのか。

<回答>

本課題については、SNA の精度向上が背景にあり、SNA の推計にあたっては、職種別の報酬額は必要としないためです。

(「(5) 業務報告等を活用した報告者負担の軽減」への回答)

a 今まで、船員法第 111 条に基づく報告(以下「船員法第 111 条報告」という。)により把握した情報を用いて、プレプリントを行うなど、どのように活用してきたか。

<回答>

船員法第 111 条報告により把握した情報を活用し、調査票の報告者氏名、住所、指定船舶の名称、総トン数、用途及び内外航別をプレプリントしております。

b 船員法第 111 条報告について、更に活用し、プレプリント項目の拡充、調査事項の削除を行う余地はないか。

<回答>

船員法第 111 条報告で把握できる情報は主として調査対象及び船舶属性に関する基本情報であるため、本調査における活用はこれらの項目に限られております。

c 関係団体において、本調査に活用可能な情報はなかったとのことだが、そもそも関係団体はどのような情報を保有しているか。また、関係団体が保有している情報を活用できないと判断した理由は何か。

<回答>

例えば一般社団法人漁業情報サービスセンターが公表している「わが国周辺の漁海況の特徴について」に掲載されている水揚量については、第2号調査の結果を確認する際の参考値として活用しております。しかしながら、当該情報は船員労働統計調査で把握している労働時間、報酬等の調査項目に代替できる情報ではないことから、本調査に活用可能な情報はございません。